

住民税の納付方法には次の3つの方法があります

普通徴収・・・個人納付。納期は年4回(6・8・10・翌年1月)

特別徴収・・・給与天引き。納期は6月～翌年5月の年12回

年金特別徴収・・・年金天引き。納期は年6回(4・6・8・10・12・翌年2月)

「併用徴収」って？

上記の特別徴収と普通徴収を組み合わせた納付方法を「併用徴収」と呼んでいます。具体的には、給与や年金に係る所得とその他の所得がある方が、年税額全体のうち、給与や年金に係る税額はそれらからの天引きとし、残りの差額は個人納付とする方法です。※給与所得以外の所得がマイナスになる等、併用徴収ができない場合があります。詳しいことは、課税担当までおたずねください。



個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

「東京都および都内全62区市町村は
特別徴収を推進しています」

詳しくは

東京都 特別徴収

検索

特別徴収推進ステーション

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html>

平成30年度から！

～選べる医療費控除～

☆医療費控除とは☆

本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

①現行の医療費控除

☆対象になる医療費控除☆

医療保険の自己負担分・通院に必要な交通費・治療のために購入した薬代 など

☆計算方法☆

医療費控除額＝支払医療費－(補てん額 + 10万円)

※補てん額→保険から給付される金額等のこと

※総所得金額等が200万円未満の方は10万円ではなく、その金額の5%

②セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

☆対象になる医療費控除の特例控除☆

健康診査等、健康の維持増進・予防のための取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入費用

☆計算方法☆

医療費控除の特例控除額＝購入費－(補てん額+12,000円)

※控除限度額→88,000円

※現行の医療費控除と併せて適用を受けることは出来ません。

※平成30年度の住民税から適用されます。

①か②を
選べるんだね！

☆医療費控除を受けるには☆

領収書を添付の上、税務署に確定申告をしてください。

確定申告が不要の方は品川区へ、特別区民税・都民税の申告をしてください。

ただし、特別区民税・都民税が非課税の方は減額の効果はありませんので申告の必要ありません。

※詳しくは税務課課税担当までお問い合わせください。

詳しくは国税庁ホームページにてご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1129.htm>

国税庁

検索

